

新潟白根総合病院 面会規定

1. 目的

本規定は、十分な安全確保・感染防止に配慮し、適切な面会体制を整備することで、患者と家族の尊厳の保持、および生活の質の向上、ならびに円滑な入退院支援を図ることを目的とする。

2. 基本方針

本規定の不遵守、感染防止対策、患者本人の希望、等の正当な理由がない限り、面会は妨げない。

3. 面会時間と1回あたりの人数

1) 面会可能時間	月曜日～日曜日	14:00～18:00
2) ビデオ通話面会可能時間	平日（土日祝日不可）	14:00～16:00
3) 1回あたりの面会時間		30分程度
4) 1回あたりの人数		3名程度

4. 面会可能な場所

当該患者が入院している病室内、入院病棟のディールームの他、スタッフが調整した部屋を利用する。

面会中は許可のない他病棟や調整した部屋以外への移動、他患者への訪問は不可とする。

5. 面会のための入館手続き

入館時に窓口で入館証を受け取る。来訪病棟で記名する。退出時は窓口に入館証を返却する。

受取・返却窓口 ・平日 17:00 まで、第 2、4 土曜 12:30 まで 病院 1 階 1 番受付
・平日 17:00 以降、第 2、4 土曜 12:30 以降、および休祝日 夜間通用口警備

6. 面会をご遠慮いただく事項 ※ 入院時の付添が該当した場合は病棟職員が外来で対応する。

- (1) 感冒、消化器症状がある方、体調がすぐれない方、流行性疾患の療養中の方、濃厚接触者の方。
- (2) 流行性疾患が学校や職場などの周囲で発生している方。
- (3) 中学生以下の方。
- (4) 医学的見地から医師が不適切と判断した場合。
- (5) 公序良俗に反する場合。

7. 留意事項

- (1) 面会をご遠慮いただく事項に該当した場合は面会中でも中止させていただく場合がある。
- (2) 面会前後に手指衛生を行い、必要があれば適宜実施すること。
- (3) マスクを着用して面会する。事情で着用が不可な場合、個室や面談室を利用するなどの配慮をする。
- (4) 面会中の会食は禁止する。
- (5) 感染状況、社会情勢、院内運用状況、などにより、急な変更をすることがある。

8. 例外的取り扱い

以下の場合、入館手続きは必要とするが来院時間は問わず、事象終了までを滞在可能時間とする。

また、状況に応じて対象者や1回あたりの人数について配慮する。

- (1) 急変などによる病院からの緊急招請。
- (2) 治療、療養に関わる事象における来院依頼。(手術、検査などの待機、立会、病状説明、など。)
- (3) 入院の付添、退院のお迎え。
- (4) 入院小児の大人の付添。
- (5) 療養上特別な配慮を要する場合。(終末期、精神的支援を要する、退院調整業務、など。)

9. 本規定の見直し

本規定は少なくとも年1回以上見直しを行う。

10. 附則

本規定は2026年(令和8年)5月11日から施行する。